

関係法令

1 国土利用計画法〔抄〕（昭和49年6月25日法律第92号）

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第2項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。

8 第2項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（都道府県計画）

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 国土交通大臣は、第5項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。

8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（土地利用基本計画）

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第2項第1号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第2項第2号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第2項第3号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第2項第4号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第2項第5号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県は、第10項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
- 14 第10項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（審議会等）

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

2 埼玉県国土利用計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 前条第一項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年六月四日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年三月三十日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年三月三十日から施行する。

3 埼玉県国土利用計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県国土利用計画審議会規則（平成14年埼玉県規則第81号）第10条の規定に基づき、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(書面による審議)

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定した期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(議事録)

第4条 埼玉県国土利用計画審議会規則第7条の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員の氏名
- 三 議案の内容
- 四 議決事項
- 五 表決における賛否の数
- 六 議事の経過
- 七 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 第3条の規定に基づき、書面による会議を行った場合は、前項第1号中「会議の日時及び場所」とあるのは、「書面の通知日及び意見書の提出期限日」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和49年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

4 埼玉県国土利用計画審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県国土利用計画審議会が行う会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の制限)

第2条 審議会の議長（以下「議長」という。）は、審理の会場（以下「会場」という。）における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。この場合において、審理を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受け、入場の際、議長が指名した係員にこれを提示しなければならない。

2 前項の傍聴券は、審理の当日、先着順に交付するものとする。

(危険物等の持込禁止)

第3条 審理を傍聴しようとする者は、次に掲げる物を会場に持ち込んではならない。

- 一 凶器、爆発物その他危険を生ずるおそれのあるもの
- 二 審理を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(入場の禁止)

第4条 議長は、前条の規定に違反する者、めいいてい者等会場において審理を妨げるおそれがあると認める者の入場を禁止することができる。